（公立大学法人債券の引受け）

第二十四条　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が公立大学法人債券を引き受ける場合又は公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社が自ら公立大学法人債券を引き受ける場合には、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替公立大学法人債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替公立大学法人債券の募集をした公立大学法人に示さなければならない。

（公立大学法人債券の成立の特則）

第二十五条　公立大学法人債券の応募総額が公立大学法人債券の総額に達しないときでも公立大学法人債券を成立させる旨を公立大学法人債券申込証に記載したときは、その応募総額をもって公立大学法人債券の総額とする。

（公立大学法人債券に係る払込み）

第二十六条　公立大学法人債券の募集が完了したときは、当該公立大学法人債券の募集をした公立大学法人は、遅滞なく、各公立大学法人債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第二十七条　公立大学法人は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、公立大学法人債券について社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、第二十三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公立大学法人の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（公立大学法人債券原簿）

第二十八条　公立大学法人は、公立大学法人債券を発行したときは、主たる事務所に公立大学法人債券の原簿（次項において「公立大学法人債券原簿」という。）を備え置かなければならない。

2　公立大学法人債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公立大学法人債券の発行の年月日

二　公立大学法人債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）

三　第二十三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四　元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還）

第二十九条　公立大学法人債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公立大学法人は、これに応じなければならない。

（設立団体の規則への委任）

第三十条　第十八条から前条までに定めるもののほか、法第七十九条の三第一項若しくは第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は公立大学法人債券に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

第八章　公営企業型地方独立行政法人に関する特例

第十条を第十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章　公立大学法人に関する特例

第九条を第十五条とし、第八条を第十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

第七条を第十三条とする。

第六条各号列記以外の部分及び同条第一号を次のように改める。

法第五十三条第二項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げるいずれかの職に該当することとする。

一　特定地方独立行政法人（法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号及び第三号において同じ。）の役員を職制上直接に補佐する職

第六条を第十二条とし、第五条の六を第十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　特定地方独立行政法人における人事管理

第五条の五中「第五条の二第一項若しくは第五条の三第一項」を「第七条第一項若しくは第八条第一項」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条の表法第四十二条の二第一項の認可をした場合の項第二号中「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同表法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合の項第二号中「第五条の四第三項」を「前条第三項」に改め、同表法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合の項第二号中「第五条の四第四項」を「前条第四項」に改め、同表第五条の二第一項の申請書の提出があった場合の項中「第五条の二第一項」を「第七条第一項」に改め、同表第五条の三第一項の申請書の提出があった場合の項中「第五条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第五条の三第四項の通知をした場合の項中「第五条の三第四項の通知をした場合」を「第八条第四項の通知をした場合」に改め、同項第一号中「第五条の三第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第二号中「第五条の三第四項」を「第八条第四項」に改め、同項第三号中「第五条の三第五項」を「第八条第五項」に改め、同項第四号中「第五条の四第二項」を「前条第二項」に改め、第五条の五を第十条とする。

第五条の四第一項、第三項及び第四項中「においては」を「には」に改め、同条を第九条とする。

第五条の三第五項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「においては」を「には」に改め、同条を第八条とする。

第五条の二第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　財務及び会計

第三条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章　業務

（出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条　法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業とする。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第二条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「公立の」を「公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第三項第五号において「公立大学法人」という。）の設置する」に、「又は」を「）又は」を含む。次条第一項及び附則第二項第二号において同じ。）又は」に改める。

第三条第一項中「公立の学校」を「公立学校」に改め、同条第三項第五号中「国立大学法人」の下に「若しくは公立大学法人」を加える。

第九条第一項中「（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次条第一項において同じ。）」を削る。

第十条第二項中「公立の高等学校」を「高等学校」に改め、「及び特別支援学校」の下に「（いずれも公立学校であるものに限る。）」を加え、「公立の特別支援学校」を「特別支援学校（公立学校であるものに限る。）」に改める。

附則第二項第二号中「公立の学校」を「公立学校」に改める。